

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和4年12月7日（水）午前10時～午後2時3分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 井上真砂美 副委員長 大野慎治 委員 梅村 均
委員 鬼頭博和 委員 水野忠三 委員 黒川 武
委員 梶谷規子

請願者（陳述人） 新城正男、伊藤英子（請願第5号）

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、総務部専門監 奥井博昭

秘書企画課長 秋田伸裕、同統括主査 小野誠、行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、同主幹 岡茂雄、同主幹 加藤淳、維持管理課長 田中伸行、同統括主査 寺尾健二、上下水道課長 神山秀行、同統括主査 大徳康司

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

付議事件及び議案審議

議案番号	事件名	採決結果
議案第70号	岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	賛成多数 原案可決
議案第72号	岩倉市情報公開条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第73号	岩倉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第74号	岩倉市職員定数条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第75号	岩倉市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	全員賛成 原案可決
議案第76号	岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第79号	岩倉市公共用物の管理に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第80号	岩倉市道路占用料条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

議案第 81 号	岩倉市道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 82 号	岩倉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 83 号	岩倉市営住宅管理条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 84 号	尾張都市計画岩倉下水道受益者負担に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 92 号	岩倉市道路線の廃止について	全員賛成 原案可決
議案第 93 号	岩倉市道路線の認定について	全員賛成 原案可決
請願第 4 号	「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願	賛成少数 不採択
請願第 5 号	「日米地位協定の見直しを求める意見書の提出」を依頼する請願書	全員賛成 継続審査
陳情第 19 号	陳情書	聞き置く

◎委員長（井上真砂美君） 皆様、おはようございます。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案14件、請願2件であります。

このほか、陳情が1件送付されており、これらの案件を逐次議題といたします。

それでは、当局から挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆さん、おはようございます。

本委員会で審査いただく議案につきましては、今回、大変多くの議案となっております。

中には新規制定の条例であるとか、条例の改正につきましても改正箇所が多いものがたくさんございます。

丁寧かつ分かりやすい答弁に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

◎委員長（井上真砂美君） ありがとうございます。

審査に入る前に、本日の審査順についてお諮りいたします。

請願第5号の請願者より、意見陳述の申出があり、これを認め、請願第5号の審査から始め、継続審査になっておりました請願第4号、その後付託議案、陳情の順で進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認めます。

それでは、審査に入ります。

請願第5号「「日米地位協定の見直しを求める意見書の提出」を依頼する請願書」を議題といたします。

請願者は意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（新城正男君） 請願者の代表を務めております、新城正男と申します。

私が岩倉へ引っ越してきた頃はまだ町政でありまして、榊原町長だったんですね。それから五十数年かかっております。子どもたちもみんな岩倉の保育園で育って、既に巣立っております。

さて、私が出しましたいわゆる陳述書について、既に皆さんの手元に日米地位協定の見直しを求める意見書の案も届いていると思いますので、一部ダブりますけれども、意見陳述したいと思います。

御承知のとおり、全国知事会は2016年から米軍基地負担に関する研究会を

設置して2年間にわたって研究してまいりました。その結果、2018年に最初の日米地位協定の抜本改定を提言しております。

さらに、なかなか変わらないもんですから、2018年にいわゆる2回目の改定も出してしております。結局、全国知事会が提言を出してもなかなか政府は全体として動かない状態がありますので、結局、運用の改善程度で終わっているのが現状でございます。

岩倉市議会でも、2015年に沖縄の新しい知事が誕生したときになかなか官邸のほうが面会に応じないことについて、岩倉市議会からもいわゆる地方自治を大事にすべきだという提言を出しております。

さらに、2016年には沖縄で二十歳の女性が軍属にレイプされて、山のほうに拉致されるという悲惨な事件が起きました。そのときも、岩倉市議会は日米地位協定の改定を強く求める意見書を採択して官邸のほうに出しております。そういう意味では、私は岩倉市議会は非常に情勢に応じたことをやっている。

最近では、今年の4月の市議会でウクライナ危機に対する抗議声明を岩倉市議会が決議をして官邸に出していると、抗議をしていると、そういう非常に全国の問題であるけれども、一地方自治体としても積極的に物を申すという姿勢を私は高く評価しております。

そういう意味で、今回の意見書に対する問題も、これまでと同じように大きな政府の問題であるけれども、私たちの問題としてぜひ捉えていただきたい。そして、新しい情勢として、愛知県には米軍基地はありませんけれども、いわゆる自衛隊と米軍との共同訓練、共同使用というのが今全国的に広まっております。小牧の自衛隊基地に、今度、三菱重工の工場でアメリカのF-35の爆撃機の修理拠点を造られました。そういう意味では、岩倉上空もいわゆる航空法に適しないように低空飛行が起こる可能性もあります。

そういう意味では、前もって、今回私が日米協定の見直しを求める意見書の案に載っておりますけれども、いわゆる日本に航空法、感染症、検疫法等の適用を求めることを積極的に岩倉市議会として意見書を出していただきたいということをお願いいたしまして、私の意見陳述に代えたいと思います。よろしく願いいたします。

◎委員長（井上真砂美君） 意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 請願者の方に、ちょっと分かりましたら教えていただきたいですけど、参考資料で意見書を採択した地方自治体のリストを頂きました。

まず、このリストに上がっている期間ですね。一番右上の端ですが、2018年7月から2021年12月22日までに採択したところを書いてあるんですけど、この2018年7月からリストアップされたのはなぜかというところが教えてもらいたいです。知事会で提案された後のところの統計を取られているのかなとも思ったんですが、どうでしょうか。

◎陳述人（新城正男君） その後の自治体で採択されたというのは、二、三あると聞いておりますけれども、把握はしておりません。

ちなみに、愛知県では隣の扶桑町が1か所だけこれを採択していると、日米地位協定ですね。内容も、全国知事会の内容を尊重しろと、そういう単純な内容になっておるようですけども、いずれにせよ、改定に対する意見は愛知県では今のところ扶桑町1か所ということですよ。以上です。

◎委員（梅村 均君） もう一度ちょっとお聞きしたいんですけど、岩倉市も過去に出していますので、ここに岩倉市を載せていないのは、ちょっと聞き方を変えると、岩倉市議会を載せていないのはなぜなのかなというような問いなんですけれども、あまり深い意味はないですかね。

◎陳述人（新城正男君） これは2018年以降だもんですから、岩倉市はそれ以前に出してあるもんですから、この名簿には載っていないということです。

載っている期間が、これは2018年ですから、まだ岩倉の改定を言っている時期とは、入っていない時期ですね。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

それで、ちょっとしつこくてすみませんけれども、なぜ2018年からのもののでつくられたのかというところで何かありますか。

◎陳述人（新城正男君） 2018年というのは、知事が提言を出したその後ということでもあります。

だから、全国知事会が提言を出す前に既に改定はもう出ていたんですね。そういう意味では、全国知事会よりも岩倉市議会のほうが先に改定要求を出していたということで非常にすばらしいことだと。ここの名簿には載っていないんですけども、全国的に見れば非常に高く評価できることですね。

地元の沖縄の琉球新報は、愛知県の岩倉市が日米地位協定の改定を議会で決議したということをおおきく報道されております。これは、わざわざ沖縄の県議会から岩倉市にも感謝の電話が届いたということも聞いております。以

上です。

◎委員（梅村 均君） すみません、もう一つ。

もしこれは分かればいいんですけど、採択された自治体の中にいわゆる米軍基地の隣接する自治体で、例えば沖縄でいきますと宜野湾市ですとか、県内でいけば那覇市ですとか、そういったところが見られないんですね。

東京なんかだと、福生市ですとか立川市、そういうところが採択されているのかどうかちょっと分からないんですけども、ここに載っていない理由というのがもし分かれば教えてもらえないかと思うんですが、どうでしょうか。

◎陳述人（新城正男君） その点、十分把握しておりません。申し訳ございません。

◎委員（水野忠三君） 今日はありがとうございます。御質問をさせていただきます。

見直しを求める意見書案というのが一緒に提出されておられますけれども、この意見書案の中で全国知事会の平成30年と令和2年の米軍基地負担に関する提言についての言及がなされていまして、そのくだりの中で、平成30年の提言内容が実現したとは言い難い状況というふうに書かれております。

米軍基地負担に関する提言のほうを拝見すると、全国知事会が令和2年に出されたものを拝見すると、確かにそういうくだりがございます。ただ、その後米軍基地は防衛に関する事項という文言であるとか、国におかれては国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からもというくだりがございます。

このくだりのところは省かれておられますけれども、確認の意味で、米軍の基地がまず防衛に関する事項であるということと、国においてはもちろん国民の生命・財産とともに領土、領海を守るという立場があって、そのことについては当然重いものがあるというふうに考えますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

◎陳述人（新城正男君） 今の日米地位協定は、かつて1960年に改定されて、それ以降60年間全然改定されていないんですね。

ところが、ヨーロッパ諸国も同じようにアメリカとの協定を結んでいるんですが、何とんでも自分の国の法律、自分の国の法に基づきたいわゆる規制はアメリカにも認めさせているんですね。ところが、日本の場合はそれを認めさせていない、要するにアメリカの前に決めた内容をそのまま今も運用していると。そういう意味では、主権国家としてやっぱり時代によって大きく変わっているんだから、やっぱり日本の法律を守るよう相手にやるべきだ

と、こういうふうな見解を私は持っております。

御承知のように、日米地位協定は1952年のサンフランシスコ条約のときです。日本がいわゆる独立した、そのときに日米の行政協定というのでございまして、それがそのまま60年にも引き継がれていると。あれはどちらかというと占領政策そのものが引き継がれているというふうに私は認識しておるわけですね。

だから、大きく社会も発展していますから、やっぱり今日の状況に応じて内容も大きく改定をすべきだと、こういうふうに思っております。

◎委員（水野忠三君） それで、ちょっとさらに確認させていただきたいのは、私も私見としては日米地位協定を抜本的に早期に見直すということは必要だと思います。

ただ、そのためにはむしろ日本とアメリカの信頼関係を深め、対等な立場で議論ができるように日米安全保障の体制を深化、強化して、日米同盟という言葉がいいかどうか分かりませんが、そういったものをむしろ深めていく方向で進めていくべきではないかと思うんですが、やはりこれを拝見すると、どちらかというところとは逆の方向性なのかなという、文意といたしますか、その文脈で拝見すると、私が誤解していたら訂正していただきたいと思いますが、日米安保条約をむしろ深化、強化する方向とは逆の方向のものではないかなというふうに感じるわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

◎陳述人（新城正男君） 日米安保条約は当然日本の防衛のために必要だということで、今の日本の世論の調査でも70%から80%の国民が支持をしております。そういう面では否定はできません。だから、私は日米の関係で安保条約の廃棄という本体は今の日本の状況では現実的ではないと。しかし、その中の安保条約に基づいて締結されている日米地位協定、これはやっぱり現代の時期に応じて変更していいんじゃないかと、こういうふうに認識しております。

だから、安保条約の本体、それに手をつけるということは、今の国民世論からも、また日本の防衛政策からしても支持はされない、そういうふうに思っております。だから、運用の面の日米地位協定そのものの、いわゆる主権国家の部分をやっぱり要求していくべきじゃないかと、こういうふうに認識しております。以上です。

◎委員（黒川 武君） 先ほど梅村委員から、今までの採択リストのことについて少しお尋ねがあったということで、それで私がちょっとこれに関してお聞きしたいのは、本年の2月24日、ロシアのウクライナ侵攻以降採択した

自治体、議会があるのかどうなのか、その辺のデータがありましたら教えていただけますか。

◎**陳述人（新城正男君）** 岩倉市議会も今年の4月議会でロシアのウクライナ侵攻に対して認められないという抗議を決議したんですけれども、それと同じような決議をした自治体が、お隣の江南市でも決議をされております。

また、全国には相当数の自治体からウクライナに対するロシアの侵攻は国際法違反だという指摘が、そして意見書が出ているということは聞いておりますが、何件出ているかという数字は把握しておりません。少なくとも100以上の自治体が意見書として出していると聞いております。

◎**委員（黒川 武君）** ちょっと私の聞き方が悪かったのかどうか知りませんが、私はそういうことを聞いているのではなくて、2月24日、この日米地位協定の見直しを求める、そういった意見書を採択した自治体、議会があるのかなのかということがもしデータとして分かっていたらお聞かせをいただけますかということをお尋ねしたんです。

◎**陳述人（新城正男君）** その後はありません。

◎**委員（黒川 武君）** 私もその辺が大変気がかりで、ちょっとインターネットで当たってみますと、2件出てまいりまして、1つは東京都の文京区議会も請願として日米地位協定の改定を求める請願というのが本年の5月に受理をされて、6月の定例議会でその扱いについて議論をされたところで、文京区議会では不採択の扱いになったとインターネットに載っております。

もう一つは事例もありまして、北九州市議会も同じ日米地位協定の見直しを求める意見書の提出の請願というのがございまして、これは本年の10月に市議会においても議論をされて、そこでは継続審査にするといった扱いになっているといったところがインターネットで調べたところ出てきたということで、どうも本年に入ってこういった日米地位協定の見直しのことについて議会で扱った件数というのはそれほどないのではないかなと思ってお尋ねしたところでございますが。

それで、本年の2月24日、ロシアの国際連合憲章違反、まさに国際法を完全に無視したウクライナ侵攻、あえて言えば侵略なんですよね。こういった主権国家に対する行為というのは絶対に許されるものじゃありません。しかし、これによって国際情勢が一気に緊迫化していると、そういった状況にあるのではないかなと思うんですね。

それで、そういうことを踏まえますと、今回この日米地位協定の見直しを求める意見書の提出を出されたのは、その国際情勢との関係ではどのようにお考えなのだろうかといったところを少しお聞かせいただきたいと思いま

す。

◎陳述人（新城正男君） 今、ロシアのウクライナ侵攻が、これを口実として非常に日本も軍備を増強しなきゃいけないと、こういう世論が高まっておりますけれども、私の私見ですけれども、いわゆる軍備で平和は保たれないという考え方がまずあります。

いわゆる軍備を増強すれば相手もまたそれ以上のものを求める、それやったらこちらもまたそれ以上のものを求めると、いわゆる核戦争まで飛躍してしまうと。だから、軍備はやっぱりお互いにやめるようにするのが国際の政治であって、武力を、軍事同盟を強めてお互いを牽制する、相手の敵基地を攻撃すると、こういうことを私はやるべきではないと、こういう認識で当たっております。

◎副委員長（大野慎治君） 我が国日本は敵基地を攻撃するとは一言も言っておりませんし、そういうことはあり得ません、やっちゃいけないことになっています、憲法で。

今、そうやっておっしゃいますけど、領土・領空・領海は我が国日本は守らなきゃいけない。守らなきゃいけないけど、海が広い国なのでやっぱりちょっと大変防衛には力が要る、必要以上に力が要るということが懸念されていると。

ウクライナ危機によって、逆に言うと知事会の4番に書いてあるんですけど、施設ごと必要性や使用状況を点検した上で基地整理、縮小、返還を積極的に促進することと書いてあるんですけど、これはウクライナ危機前の提言なんです、この提言は。多分、今だとこの文言が多分修正されると思います。ここまでは書かないと思います。だって、領土・領空・領海は守らなきゃいけないというのは知事会も同じ考えですから。

だから、この辺のところは軍備の増強というよりも、我が国日本は領土・領空・領海を守らなきゃいけないということを前提にすると日米同盟というのは必要なものだし、そういったところではあるんですけど。

ところで、これはなぜ今出されましたか。この知事会が令和2年11月5日に提言を出していて、もうこれで2年なんです、これ。それで、扶桑町さんは出されたんですけど、ほかの市議会でもこの議論は全くないんです、実は愛知県内。扶桑町さんだけが議論があって、今議会にほかの市議会が出ているのかなと思ったら出ていない。なぜ岩倉だけこの請願を出されたのかなと、ほかの市議会にも求めなかったのかなというのを、その辺のところをお聞かせください。

◎陳述人（新城正男君） そうですね。結局、日本は専守防衛というのが日

本の憲法の9条の建前になっております。敵基地に、いわゆる相手の領土まで行って攻撃をすると、これは国際的にも先制攻撃になるわけですから、やっぱり日本は今憲法9条に基づいた専守防衛、これが建前だと。また今もその見解は変更になったというのは聞いておりません。そういうところに立ち返って、やっぱり戦は勝つための論議じゃなくてやめさせる論議、これを重視すべきじゃないかと、こういうふうに思っております。以上です。

〔発言する者あり〕

◎陳述人（新城正男君） 小さい自治体ですけれども、あちこちの自治体からこういう意見書を出すことによって世論が広がると、こういうことを認識しておってやっております。

それで、今、名古屋市議会にも意見書を準備されております。それぞれの市議会の扱いがみんないろいろあって、名古屋の場合は委員会がいわゆる全会一致じゃないと本会議にかけないとか、そしてあるいは賛否多数で本会議にかけるとか扱いが違いますけれども、愛知県の県議会はいわゆる委員会の提出までもできないと。実際には出しているんですね、意見書を採択してほしいと。だけれども、委員会にも出せない状態と、こういうことがありますけれども、私は小さい自治体それぞれが出してもみんなが採択されれば、その数が多ければ多いほど世論が形成できる、だから大いにやるべきじゃないかというふうに思っております。

基地のある自治体、米軍基地のない自治体、いろいろありますけれども、多くの自治体がやっぱり日本の主権を守る、日本の法律を米軍に守らせる、これはヨーロッパでは当たり前の話ですから、私はやっていいんじゃないかなと、こういうふうに思います。以上です。

◎陳述人（伊藤英子君） すみません、今の質問のことなんですけど、これは請願で連名で3人でやっているんですけれども、新城さんと私と可児さんなんですが、今日は可児さんは体調が悪いということでお越しになっていませんが、新城さんと可児さんと私がみんな同じ思いかというところではなくて、いつどういうふうに出すかというのは、私は私を感じたとき、今だと思ったとき、ああ、できるなと思ったときに出しているのであって、タイミングがよその自治体が出しているから、だから一緒になって出すんだということではなくて、自分ができるときに出したいというふうに思って今回連名させていただいたというような感じなんです。

ですから、タイミングを狙ったとか、要するに足並みをそろえるとか、そういうことを市民の立場で考えてはやっておりませんし、名前を連ねてはおりませんということをお伝えしたいと思います。

とにかく、今まで私は、やっぱり沖縄で私たちとは違う命を脅かされたりだとか危険を感じるがあったりとか、安全に暮らせれないなと思っている人たちが同じ国民であることが自分としてはとても心が痛いものですから、前にもレイプ殺人事件があったときには同じ国民として痛みを共にして請願を出させていただいたんです。

今回もウクライナのこともありますけれども、でもそれでもそれとは別で岩倉の自分が住んでいるまちの上から何かが飛んできたりだとか降ってきたりとか、近くで大きな音が鳴るとか。それとかアメリカ軍と自衛隊の絡みで何か自分たちが不安に思うようなことがあってはいけないので、だから地位協定をできるだけ早くに見直してほしいということを言いたくて名前を連ねさせてもらいましたので、その気持ちを酌み取っていただけると助かります。よろしくをお願いします。

◎委員長（井上真砂美君） ありがとうございます。

質疑はほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） 質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

発言する委員は、挙手を願います。

◎委員（梶谷規子君） 先ほどの質疑などの中で、なぜ今の時期なのかという、ウクライナ危機の後に今出すことについてというような質疑がありましたが、今、伊藤さんがお答えになったように、こういう時期だから出すことはというよりも、やはり江戸時代、明治維新になるときにできたような、この治外法権ですよね、その国の領土にしながらその国の法律、統治権の支配を受けない特権があるという、そういう治外法権がいまだに150年以上も、米軍の人がいろんな事件、事故を起こしたときでも日本の法律では裁けないとか、本当に請願の趣旨に書いてあるように、民間の水道設備が流れ出してその被害があるというのに、私たちは本当にきれいな水を飲んでいるありがたい岩倉にいるわけですが、基地内への立入検査もできない。

本当にこの前映像で見たんですが、横田基地とか東京でも本当に低空飛行が多くて、爆音などがもう本当にひどい中で、沖縄が特に、子どもたちも保育園、学校の授業でさえそういう状況という、そこで被害があればきちんと日本政府が言えないとか、その自治体が声を上げて聞いてもらえないとか、やっぱりそういうことの見直しを求めるといってお願している請願なので、この時期だからどうのというのではなくて、やはり受け止めてこの意見書を出すようにしたいと私は思いますが、いかがでしょうか。

◎副委員長（大野慎治君） 先ほど僕が質問したのは、僕、当然お答えになるのは沖縄の本土復帰50周年の年だから出したというふうに答えてくださるのかなと思っていました。それだったら僕はあれだったんですけど、そうでもないんだと。

意見書の案のところでも違うのかなというのが、僕は50周年だから出したんだという思いなのかなというのをちょっと請願者に確認を取りたかっただけです。以上です。

◎委員（黒川 武君） 先ほど、陳述人の方も安保本体には手をつけないと、現在はね。国民の圧倒的な支持がある中でそのことには手をつけないと言いつつながらも、それとやっぱり深くリンクしている日米地位協定の見直しを進めるといったふうになっているわけです。そのロジックが少し私にもちょっと分かりかねるところもないわけではありません。

しかし、本市議会は平成28年6月定例会において、日米地位協定の見直しを求める意見書の提出については、請願としては全員一致で採択をしているところでもありますね。それとの整合性をどう図っていくのかということを考えてみると、ちょっといかなものかなという気がせんでもないというのは、ひとつ先ほども発言したように、国際情勢の緊迫化の中でやはり日本の置かれている立場というのもまるきり関係ないわけでもない。

特段、せんだって中国の共産党の大会において、周総書記が台湾について武力侵攻は放棄しないということを明言したわけなんですよね。ということは、今後中国はあり得るということになると東アジアも大変なことになりかねないと。そういう国際情勢が今後どのように推移していくのかというのは、いま一度やっぱり我々としても見極める必要があるんじゃないだろうか。

それは確かに沖縄の置かれている現状、それと自衛隊と米軍との共同運用、それについてもいろいろ議論をするところはあるだろうと思うんですが、先ほど来、大野委員がなぜ今なのかという、私自身もなぜ今なのかと。妥当性があるのかなのかというところで私も疑問を感じざるを得ない。これは国際情勢からそういったふうなことを思うわけですので、だから私としてはいま一度今後どのように推移していくのかということをもっと見極めるために継続審査にしてはどうだろうかと思えますけれど、各委員の御意見をお伺いしたいと思います。

◎委員長（井上真砂美君） 黒川委員のほうから継続審査の申入れがありました。他の委員はいかが思われますか。

◎委員（梅村 均君） 私も、日米安全保障条約との関係はやはりあると思っております。タイミングのほうはやはり考えていかなければならないと思

います。

一方で、暮らしにおける課題、問題、飲料水のことを言われましたけど、そうしたものは何とか解決に向けて取り組んでいかなければいけないのではないかという考えもありますので、このタイミングで採決をするよりも一度継続審査にするべきではないかと思えます。

◎委員長（井上真砂美君） 他の委員はいかがですか。

◎委員（鬼頭博和君） 私も、今様々御議論をお聞きしまして、公明党としても様々なこういった問題というのはあるということも把握をしておりますし、アメリカ側にも運用面で改善をしていこうということで申入れもさせていただいております。

なかなか一度にこの協定をしっかりと見直すというのはなかなか難しいと思うんですね。実情に応じて変えていくというところでまず一歩ずつ進めていくのが妥当ではないかなというふうに思っています。

それで、平成28年当時の話と今回の話ですね、平成28年は先ほどお話がありましたとおり、そういったレイプ事件があつて世論も非常に高まっていたという時期がありました。

今回は、今ほかの委員からもありましたけれども、やっぱりウクライナの状況、そして中国、北朝鮮の状況を国際情勢が非常に今緊張しているという時期において、なかなか今これを採決して国に持っていくというのはなかなか難しいのかなというふうに今は考えております。

そういった意味で、今皆さんが言われたとおり、ちょっと継続審査をして、もう少し時期を見て考えたほうがいいのではないかなというふうに思えます。以上です。

◎委員（水野忠三君） 自分も、まず私見としては日米地位協定を抜本的に見直すということ自体については、そのとおりだというふうに考えております。

しかしながら、これも繰り返しになるかと思いますが、ウクライナに関してはむしろ平和主義といいますか、武力を以前、昔ソ連崩壊直後に持っていた軍事力を大幅に削減し、核兵器も放棄し、そして侵略をされたということでございますので、決して平和を達成するために武力がないほうがいいとか、そういう防衛力がないほうがいいとか、そういう議論には全く組みできません。

そういう意味では、この趣旨については若干ちょっと私としては疑問がありますが、その点も含めまして検討するのであれば、継続審査ということもあり得るのかなというふうに考えております。以上です。

◎副委員長（大野慎治君） 僕は、本当は沖縄本土復帰50年の年の思いをもっと言っていただけのかなと思ってこの請願に取り組んでみようかなと思っておりましたが、ちょっと違うんだなというのがこの審査で分かって残念でしたが、僕も本当は日米地位協定は、僕たち全員、新人さんの議員以外は全員、以前見直しで可決している議員でございますので、これも本当に検討しなきゃいけない課題だというのは本当に分かっているんですが、今の国際情勢とかいろんなことを勘案すると、私も継続審査に賛成するものであります。以上です。

◎委員長（井上真砂美君） ありがとうございます。

梶谷委員、よろしいですか。

◎委員（梶谷規子君） もちろん私は採択に持っていきたくはあったですけど、委員の皆さんの不採択ではなく、情勢を見て継続ということなので、継続審査していくということに賛同します。

◎委員長（井上真砂美君） はい、ありがとうございます。

請願第5号「日米地位協定の見直しを求める意見書の提出」を依頼する請願書については、委員全員であります。継続審査ということで決していきたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） はい、ありがとうございました。

では、請願第5号を終結させていただきます。

請願者の方々、ありがとうございました。お疲れさまでした。

暫時休憩にします。

（休 憩）

◎委員長（井上真砂美君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、継続審査としておりました請願第4号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

9月委員会の折に、10月に商工会との意見交換会があるということで、それを聞いてというふうで継続にしておりました。

その後、意見交換会では、商工会のほうとしては登録に向かって進んでいるが、小規模事業者に対して排除にならないように注視したいということでありました。

また、そのときに、10月に再度審査した委員会では、11月に商工会の全国商工会に参加する岩倉市の商工会の動向を見守るということで継続にしておりました。それが2回継続審査になった経過でございます。

委員間討議から入りたいと思っておりますが、御意見のある方、委員間討議から

進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしということですので、委員間討議から入ります。

御意見のある委員は、挙手をお願いいたします。

◎委員（水野忠三君） 陳情書の第19号、11月29日に岩倉市商工会さんから出された陳情書がございますが、その中を拝見しますと……。

◎副委員長（大野慎治君） ちょっとすみません、陳情書の中身の議論はここでやってはいけないと思います。

◎委員長（井上真砂美君） 参考の内容ですか。

◎委員（水野忠三君） はい、参考の内容で読み上げはいたしませんので、よろしいですか。

◎委員長（井上真砂美君） 発言を続けてください。

◎委員（水野忠三君） それで、この中を拝見しますと、インボイスの制度に関する陳情というのが含まれていないということでございます。

私が拝見する限り、この11月29日、直近に出された岩倉市商工会さんからの陳情書にインボイスに関する陳情内容が書かれていない、インボイスを中止してほしいであるとか廃止してほしいであるとか、そのような記載は一切ございませんので、そういう中止等については、岩倉市の商工会にももちろん加入されている方だけになってしまいますが、そういうインボイス制度の廃止とか中止を求める声はいただいているということだと思います。以上です。

◎副委員長（大野慎治君） 今、そのような御意見はございましたが、インボイス制度の実施延期については、全国商工会連合会から各政党に対しても実施の延期や検討について要望活動を行っているというのはもう既に、ちょっと昨日は皆さんに資料を、委員の方にはお渡しさせていただきましたが、そういった要望活動をされているということで、今回は愛知県の商工会の要望活動は要望書には入っていないということでございます。

それで、インボイス制度は令和5年10月から実施されるということにはなっておりますが、まだ準備ができていない小規模事業者さんは約50%ぐらいしかできていないという現状が全国的にあると言われております。

そこで、ちょっと今回の消費税インボイス制度の実施の中止を求める意見書というのは、僕は中止というのはもともと反対でございまして、前回の委員会の中でインボイス制度の実施の延期を求める意見書なら合意が取れるのではないかとということで、私としてはインボイス制度の実施の延期を求める

意見書をこの総務・産業建設常任委員会のほうで議論をしたほうがよいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

◎委員（黒川 武君） 9月定例会からずっと継続で来て、その間、委員会も開きながら委員の中でも議論を重ねてきたところでございます。

ただいま大野委員のほうから提案として、制度の延期の方向性でもってここで議論をしていただきたいということです。

それで、私自身も来年10月に迫ってきたこのインボイス制度については、登録そのものはまだ過半数の状態だということ。そして先日、国のほうでも消費税の負担、いわゆる小規模事業者に対して消費税の負担を2割に軽減する、そういう緩和策を検討中といったことが新聞報道でもございました。そういう意味合いでは、まだまだ実施に当たっての検討すべき課題というのはあるのではないだろうかというふうに思いますので、そういう意味合いではこの第4号の請願については、中止には賛同できませんが、実施の延期について国のほうに我々の声を届けることも一策としてあり得るのではないだろうかと思います。

あとは委員の御意見をお伺いしたいと思います。

◎委員（水野忠三君） ちょっと今の御発言に関連してでございますが、私もインボイス制度の廃止であるとか中止ということはないというふうに考えております。

その上で、その実施延期という御提案でございますが、これについては国においても、国会などでも小規模事業者等の皆さんの負担軽減策であるとか様々な議論がなされておりますので、実施延期に限らずその負担軽減ということで、その中には実施延期も場合によっては含まれるというような趣旨で負担軽減を求めるような意見書だったら賛同できるかなというふうに思っております。要するに、実施延期に限らずということです。

◎委員長（井上真砂美君） 今回の請願に関しては、インボイス制度実施中止を求める意見書の提出を求める請願というふうで話合いが行われていますが、今は実施の延期というような、延期あるいは検討、支援を求めるというような話になっておりますが、この請願についてはいかがいたしましょうか。

◎副委員長（大野慎治君） すみません、請願中にこの意見の議論をしていただかないと、ちょっと多分この後委員会で意見書を出すということがなかなか難しいと思うので、ここの段階で議論をするのか、それとも委員会のその他のところで開催中に議論をするのか、ちょっと委員長で決めていただきたいと思いますんですが。

◎委員（梅村 均君） 今はこの請願第4号の中止を求める意見書の議論で

すので、その点について議論をすべきだと思います。延期についてもし提案されるのであれば、動議という形でその後に出されるべきだと思います。

ただ、いろいろ運営の効率化で、この場で議員間討議の中で延期についての意見をみんな聞くということであれば、それはそれで答えようと思いますけど、どうでしょうか。

◎委員（水野忠三君） やはり一旦請願については結論を出した後で、委員会提案であるとか実施延期であるとか、そういう議論をしたほうがよろしいのではないかと思います。

切り分けて、まず請願について結論を出した後で、必要であればその実施延期などの意見書をどうするかというような議論に進んでいったほうがいいのではないかと思います。

◎委員（黒川 武君） 委員間討議だからね、それぞれ自由に発言をすればいいんですよ。

ただ、今は請願第4号についての扱いをどうしていくのかということも含めて、請願の趣旨の中にもやっぱり一部延期を求めるといような文言も入っているわけだから、全部ばっさり切って捨てるのではなくて、請願そのものは不採択、採択はできないので不採択にするが、やはり来年10月の実施に当たってはまだまだ検討すべき課題も多いところから、国に対して延期を委員会として、言ってみれば意見書ですね、それを出してはどうだろうかという先ほどの提案について私はそれに賛同しますが、まずはこの4号についての扱いをどうするか。

その後、動議を出していただいて、委員会提出議案として上げるかどうかということの意思決定をしないと前へ進まないだろうと思います。

◎委員長（井上真砂美君） では、意見をまとめますと、委員間討議をまずは終結して、請願第4号「「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願」の討論に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（井上真砂美君） では、討論のある方、よろしく願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 請願第4号「「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願」について、反対の立場で討論いたします。

9月定例会におきましては、請願者の方には岩倉市の中小企業小規模事業

者のことを思い、またお時間を割いていろいろ御説明していただきましたことにお礼を申し上げます。ありがとうございました。

国のほうで進められている消費税インボイス制度に対して実施中止を求める意見書の提出をという内容でありまして、審査に当たり、市内の中小企業、小規模事業者の発展に向け、常に私たちは考えていかなければならないと思っ

てはいるところでございます。この制度を実施していく背景や必要性としては、軽減税率の導入により経理処理が複雑になっている状況があり、正しい消費税額をより正確に算出していくという点があります。また、仕入れ税控除額の不正やミスを防ぐ効果があると言われて

います。さらには、納税の公平性を確保する観点での目的もあるところで

す。2023年10月から制度が開始されるということで導入に向けた手続等も始まっており、説明会が開催されていたりですとか、何かと進められている状況があります。

新型コロナの影響や物価高で社会情勢が不安ではありますので、こうした制度の導入は慎重でなければならぬと思

いますが、実施の中止を求めるとなると賛同しづらい面があります。

まずは導入に向け、国の動向を見ていきたいと考えており、この制度の導入によって事業者、事業主に係る大きな負担や困難な状況の内容によっては特例や軽減など、対処していくことを考えてはどうかと思うところで

す。さらに、もう一つの考え方として、こうした機会を請求書関連の電子化の勝機と捉えること

であります。電子化、自動化で企業の負担を小さくするよう推進をし、その電子化、自動化のための補助金制度を設けていったほうがよいのではないかと

いう、そんな考えも聞かれるところでございます。以上のことから、本請願には反対いたします。

◎委員（梶谷規子君） 請願第4号「「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願」に賛成の討論をします。消費税が導入されて34年目です。2019年10月から消費税が10%に引き上げられ、同時に2023年10月からインボイス制度の実施が盛り込まれました。消費税の納税は、売上げに係る消費税から仕入れ経費に係る消費税を差し引いて納付する仕組みで、現在は仕入税額控除の要件は帳簿及び請求書等の保存とな

インボイスを発行するためには国税庁に登録申請をして登録事業者になることが必要で、登録事業者は免税の特例を受けられません。年間売上げが1,000万以下であれば免税であります。登録をしてしまうと売上げが50万円しかなくても課税事業者となって消費税を納税しなければならなくなります。課税売上高が1,000万円以下の免税業者はインボイスが発行できない、制度が導入されると免税事業者からの仕入れ、物品購入など、仕入税額控除を受けることができなくなるため、課税事業者は消費税の納付において不利益を被ることになっていきます。多くの小規模事業者が取引先を失って、経営悪化や廃業が増えると予測、大きく危惧されています。フリーランスの人たちなど、多くの人々に影響が及んでいきます。

インボイス制度の導入で、免税事業者のうち全国で161万社が新たに課税事業者になって、平均15万4,000円、合計で2,480億円の増税になると財務省は試算しています。課税事業者を選べば負担が増え、免税事業者を選べば仕事がなくなる。インボイス制度は、小規模事業者やフリーランスの人たちに増税か廃業かという地獄の選択を迫るものであります。

以上により、この請願を採択して国に中止を求める意見書を出したいと考えます。以上です。

◎委員長（井上真砂美君） 討論を終結し、採決に入ります。

請願第4号「「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願」について賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手少数であります。

採決の結果、請願第4号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

〔「緊急動議」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 大野委員。

◎副委員長（大野慎治君） すみません、昨日、委員の方には事前にお渡ししていただいておりますが、インボイス制度の実施の延期を求める意見書案について、ちょっと緊急に議論をしていただきますようよろしくお願い致します。

また、文章については案でございますので、修正していただいても結構でございます。またその辺の議論をよろしく申し上げます。

また、各委員の方には配付等々をよろしく申し上げます。

◎委員長（井上真砂美君） 大野委員より緊急動議が出ました。

インボイス制度の実施延期を求めるというような意見書を提出したいということですが、取り上げてよろしいでしょうか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 賛成の意見が聞こえましたが、いかがでしょうか。

取り上げてよろしいですか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） では、取り上げていきます。

では、インボイス制度の実施延期を求める意見書を委員会として提出することについて御意見ありましたら、よろしく願いいたします。

〔発言する者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） では、暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（井上真砂美君） 暫時休憩を解き、再開いたします。

お手元にインボイス制度の実施延期を求める意見書案ということで提出されております。

皆様、御覧いただけますでしょうか。

内容のことに関しては、大野委員のほうからまたより深めていきたいという話があります。

今は、インボイス制度の延期を求める意見書を提出するかどうかについて、委員の方々の意見を求めたいと思います。

◎委員（黒川 武君） これは大野委員が作成されたもので、よく現下の状況、特に物価高の中でやはり苦しんでみえる事業者の方、我々の生活においてもそうでございますが、そういったものも取り入れながら国に対してインボイス制度の実施の延期を強く求めるものだと、そういった意見書がコンパクトにまとめてありますので、私はこの意見書案でよろしいのではないかなと思います。以上。

◎委員（水野忠三君） 私は、先ほど申し上げたように実施延期を否定するものではないですが、実施延期にこだわらずに小規模事業者の皆さんなどの負担軽減ということで、この意見書だと実施延期だけになっちゃいますけれども、実施延期なども選択肢の一つとしてほかの、今国で議論されているようなものも含めて負担軽減ということでもう少し間口を広げるといいますか、実施延期に限らず負担軽減を求めるような意見書だといいかないというふうに思っております。

それから、やはり議決をするのであれば、ちょっと最終文案をお示しいただいた上でになるのかなというふうに思います。

◎副委員長（大野慎治君） すみません、各委員の御同意がもし取れるので

あれば、各委員で修正案を出していただいて、最終的に委員会でもう一回諮って同意が取れば出させていたいただきたいということでございまして、この文書案にこだわっているわけではございませんので、よろしくお願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） 私も、延期だけではなく、その負担軽減なども含めた見直しという一言も入れていただければと思います。

◎委員（黒川 武君） もう少し具体的に言わんと分かせん。

文案の修正なら修正でこうこうこういうふうと、具体的にお互いに言ってもらわんと、負担軽減だけではね。だから、そののところどうなんですか。

見直しを求めることと延期ということはやっぱり違うだろうと思う。

◎委員長（井上真砂美君） これに関しては少し時間をおきまして、精読期間とか必要だと思いますので、意見書に関してはまた日を改めて委員会を持ちたいと思いますが、よろしいですか。

〔「よろしく願います」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） では、インボイス制度の意見書に関しては、また後日日程を改めてお諮りするということでまとめさせていただきました。

以上で、インボイス制度の請願については終結いたします。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（井上真砂美君） 休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

議案の審査に入ります。

初めに、議案第70号「岩倉市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 議案第70号についてお伺いをいたします。

この議案につきましては、端的に、仮に本施行条例が制定されなくなった場合にはどのような事態が想定されるのかをお伺いしたいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） まず、これまで岩倉市独自の個人情報保護条例を基に制度を運用してまいりましたけれども、個人情報保護法に関する法律がまず全国統一で一律で適用されるということになりましたので、岩倉市の条例は廃止ということになってまいります。

条例に委任されております手数料につきましては、本市の新たな条例で定

めていくということになってまいりますけれども、仮に否決ということになった場合には手数料を定めることができないということになってまいります。

あわせて、まず3条のほうで開示の請求に係る期限も定めておりますけれども、現行の制度と同等の14日以内というふうにしておりますけれども、新条例がないということになりますと法の規定が適用されますので30日以内ということなど、そういった違いが生じてくるということになります。

◎委員（水野忠三君） 確認ですが、手数料等については定めがなくなってしまう、それでどうすればいいか分からなくなる。そして、いわゆる開示決定等の期限に関する特例については法の規定どおりになってしまうということは、むしろ長い期間かかってしまうというか、長い期間の規定になってしまうので、むしろ市民の権利の後退にもなりかねないということではよろしいでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） そうですね、市としては引き続き現在の運用と同等、後退させないということを原則としておりますので、そのような条例ができないと後退するということが考えられます。

◎委員（梶谷規子君） 本会議でも質疑されました、国が一斉にこれまでのそれぞれの自治体、岩倉市個人情報保護条例を廃止して全国一斉に一元化して、新しくこの個人情報保護に関する法律施行条例の制定ということにするわけなんですけど、後退はさせないというものの、市はその意思を非常に本会議でも言っていたいたんですが、やはり国は共通ルールということで、デジタル関連法によって非常にいろんなこれまでの岩倉市個人情報保護で掲げられているものが一旦リセットされて変わっていくことがいろいろあるんじゃないかと非常に心配しているところです。

まず、岩倉市個人情報保護条例の趣旨できちんと掲げてあります市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、これまでの岩倉市個人情報保護条例の中の1条の趣旨には、個人の権利及び利益を保護するために必要な事項を定めるものとするときちんと定義がされていますが、今度の全国一律でつくられたこの施行条例の中には、あまりにも端的な国の法律の施行に関して必要な事項を定めるものとするだけの趣旨になっています。

やはり法律の1条というのは非常にそれぞれの自治体、岩倉市の個人情報保護に関してどんなことをきちんと明確に定めるのかという、非常に1条の趣旨というのは大事なものだと思うわけなんですけど、このような国の法に従ってというような、必要な事項を定めるものとするだけにしなければならないものなんでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 今回の個人情報保護法の目的、第1条の中には、

先ほど榊谷委員がおっしゃられましたように個人の権利、利益を保護することを目的とするということをしつかり明記をされておりますので、これまでの考えとは変わりが無いものというふうに考えております。

◎委員（榊谷規子君） 変わりが無いというものの、きちんとこれまでの個人の権利及び利益を保護するために必要な事項を定めるものとするという文はあえて書かなくてもいいのか、書かなかった理由というのは何なんでしょう。

◎行政課長（佐野 剛君） あえて書かなかったということではなくて、この個人情報保護法にきちっとしつかりそれを準用するというか、それに従う、法にしつかりと明記がされているために書かなかったということでございます。

◎委員（鬼頭博和君） 今、榊谷委員からも言われたように国の統一のルールの下で行われるということで、これまで様々な自治体の規定が一本化するということか、共通ルールになるということか、今回そういったところを懸念されている意見だと思います。

しかしながら、国がいろんなガイドラインを出して地方公共団体の適切な運用をしていくような、そういった流れもできてきております。

基本的な考え方なんですけれども、個人情報保護に対するこの考え方ですね、これまで岩倉市が行ってきたこの保護に関する考え方というのは、この国の法律によって変わることがあるんでしょうか。それについてお聞かせください。

◎行政課長（佐野 剛君） 少し本会議での総務部長との答弁と重複、重なりますけれども、まずもって個人情報保護制度が低下することがないように、引き続き個人情報の適正な保護、そして管理を行っていくということは変わっておりませんのでよろしくお願いします。

◎委員（榊谷規子君） 今度の国が一元化するという中で、国の個人情報保護委員会からの自治体への監視・勧告も定めたということですか。

それぞれ岩倉市への監視・勧告なども定めたということか、その内容についてはどうなっていくんでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 今のところは、現在までにこの国の保護委員会に意見を求めるというようなことはございませんでしたけれども、今後、条例規則、条例等が見直す場合には保護委員会のほうに意見を求めるというようなことは今後出てくると考えております。

◎委員（榊谷規子君） 意見を求めるということではありますが、国の個人情報保護委員会から自治体へ監視も強めるというようなふうにとれたわけなん

ですが、そういった点はいかがなんでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） すみません、もう一度お願いします。

◎委員長（井上真砂美君） まとめてお願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） 岩倉市の審査会への諮問対象が限定されるということで、国の個人情報保護委員会、国の委員会からそれぞれの自治体への監視・勧告も定めたということで、その監視が強まるんじゃないかというふうに危惧されるんですが、そういった点はどうお考えなのかお聞きしたいと思うんですが。

◎総務部長（中村定秋君） 法律改正後は、これまで民間部門にしか及んでいなかった個人情報保護委員会の所掌が我々地方公共団体にも及ぶということで、例えば資料の提出の要求であるとか、あるいは指導及び助言、勧告といった措置、あるいは報告の要求といったことが個人情報保護委員会の我々地方公共団体に対する事務ということになってまいります。

こうしたことに関しては、国全体として個人情報保護のレベルの向上ということに資するということになるかと思っております。

◎委員長（井上真砂美君） 質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

発言する委員は、挙手をお願いします。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

反対討論はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 2021年5月に成立させたデジタル関連法で、国や自治体が持つ膨大な個人情報のデータ利活用を成長戦略に位置づけて外部提供した企業にAI（人工知能）で分析させ、もうけの種にさせることをデジタル改革の名で国は進めようとしています。

自治体の個人情報保護条例がそれぞれ設けてきた個人情報保護の規制がデータ流通の支障になるとして改定された個人情報保護法の全国的な共通ルールの下に一元化するとして、今回の施行条例が全国で来年の4月に間に合うように条例の改廃を国が求め、岩倉市もそれに従ってこれまで築いてきた条例が、今までの優れた到達点をリセットさせようと国は言っています。

自治体の個人情報保護条例では、個人情報の収集は本人から直接収集する

という収集の制限があります。また、目的外利用、外部提供の制限、3つ目にオンライン結合の制限などの原則が定められて、例外とする事例は個人情報保護審議会の意見を聞くと定めています。

政府は、この自治体ごとの特徴ある規定がデータ流通の支障となる、自治体ごとに規定が異なる2,000個問題として一旦リセットさせるという法改定を押し切って、今回の改廃ということに至っていると考えます。

デジタル関連法によって個人情報保護に関する関係諸法を改定された個人情報保護法に統合して、この改定法に地方自治体の個人情報保護制度も含む全国的な共通ルールを規定しました。そして、国の個人情報保護委員会にこの所管と解釈権を一元化しました。自治体における審議会への諮問対象を限定するとともに、国の個人情報保護委員会からの自治体への監視・勧告も定めています。

また、特定の個人を識別できないように加工して当該個人情報を復元できないようにした情報、匿名加工情報の制度をこの法律の中に盛り込んだことが大きな問題だと考えます。最大の目的は匿名加工情報、このオープンデータ化、公開されたデータと情報連携、オンライン結合を自治体に行わせるということにしたわけであります。

これまでの岩倉市の答弁の中には、これまでの岩倉市個人情報保護条例を後退させることはしないというふうに答弁があったところですが、やはり国が求めているものが今後どうなっていくのか、非常に危惧されることを思っています。

自治体の個人情報というのは、子育ての情報、介護や健康、教育、本当に大量な個人情報があります。これをオンライン結合などについて非常に匿名加工したとはいえ、オープンデータ化していく制度になっていくことについて、非常に市民の不安も大きなものであります。

これまでも非常に、国が自治体に漏えいへの不安に、本当は国が自治体に押しつけているのは漏えいへの不安に応えることであると思いますが、加工したとはいえ、個人に関する情報を外部に流通させて目的外利用させるという大きな問題点、危惧されることがあるために、この議案に対しては反対いたします。

◎委員長（井上真砂美君） 賛成討論はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 議案第70号「岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、賛成の立場から討論をいたします。

2021年5月、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、個人情報保護制度の見直しが行われ、2023年4月1日から法に基づく個人情報保

護制度の運用となるため、法の中で条例で定めなければならない事項等が定められていることから、法律施行条例として制定することが必要となります。

個人情報の保護に関する法律が公布されたのは2003年で、既に20年近い歴史がございます。この法律は、デジタル社会の進展によって広く利用されるようになった個人情報を収集、蓄積したり提供したりする企業が適正に取り扱うように定め、個人情報が社会や経済のために効果的に活用されることを目指しております。

今回の法改正では、これまで各地方自治体が独自に定めていた条例、2,000個問題ということで問題が上がっているという批判もございますが、こういった条例を全国的な共通のルールで規定するとともに、国がガイドラインを示すことにより地方公共団体の的確な運用を確保することが可能となると考えます。

また、多数の項目の新設や修正が盛り込まれており、個人情報の不正利用などについては不安を軽減する方向に整備が進んでいるものと考えられます。

また、現在岩倉市が定めている個人情報保護条例は廃止されますが、個人情報の保護に対する考え方は現行の条例とほぼ変わらないことが先ほど執行機関の答弁から明らかとなりました。よって、国の方針に従って本条例を制定することは市民生活にとっても必要不可欠なものと考えられますので、本議案について賛成をいたします。

◎委員（水野忠三君） 議案第70号「岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」に対し、賛成の立場で討論いたします。

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会形成整備法 ―― 以下、令和3年改正法と申します ―― による個人情報保護法の改正により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人について、それぞれ分かれていた規律を個人情報保護法に一覧的に規定し、かつ国の個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈、運用することとなりました。

令和3年改正法の施行期日は、地方公共団体、地方独立行政法人については法の公布の日、令和3年5月19日から2年以内で政令で定める日、令和5年4月1日から施行とされているとともに、国の個人情報保護委員会による公的部門に対する規定の解釈についてのガイドライン等も、適宜、段階的に策定・改定されていくと認識しております。

また、国においては新たにデジタル庁を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針であり、これに伴い公的部門で取り扱うデータの質的、量的な増大が不可避な状況です。

また、デジタル社会の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官

民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化する中で、データ利活用の支障となり得る法制の不均衡、不整合を是正する必要もあります。

なお、私はこの全国的な法制の不均衡、不整合は、国民の福利厚生にむしろ反し、ひいては本市の市民の皆さんの福利厚生にも反するものであるというふうに考えております。

このような状況の中で、地方公共団体である本市も、法律に基づく行政の観点から令和3年改正法の施行に向けた着実な対応を促されています。また、これを契機とした関係者との対話を通じて論点等を把握し、今後の本市の取組等に生かすことが求められています。

法律の趣旨、目的に合致した本市の個人情報の保護に対する適切な取組を実現するためにも、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定が不可欠であると考えます。

また、さきの賛成討論にもありましたように、本市の個人情報の保護に対する基本的な考え方は変わらないということですので、むしろこの法律施行条例を制定すべきであると考えております。よって、議案第70号「岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」に対し、賛成いたします。

◎委員長（井上真砂美君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第70号「岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（井上真砂美君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第70号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第72号「岩倉市情報公開条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 省略いたします。

直ちに質疑に入ります。

◎委員（梶谷規子君） 岩倉市情報公開条例の旧の条例で、6条にある公開をしないことができる公文書ということで、この6条の中には大きな項目で4つ、また1の括弧書きで7つというふうに入っているわけなんです。この6条の部分が全くなくなるということなんですか。どのようにここが改正されたのかお聞かせください。

◎行政課長（佐野 剛君） 新条例のほうで第7条の中で、公文書の開示義務というところに今回条が移動したと。

見出しについては変更しておりますけれども、公開しないことができるという意味ではなくて、「公文書の開示義務」というふうに見出しを変えて整理をしたものでございます。

◎委員（榊谷規子君） 新しくなる今説明された7条の1項で、法令もしくは条例の規定により、または実施機関が法律もしくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣、知事等の指示により公にすることができないと認められる情報というのが(1)なのですが、公にすることができないと認められるというのはどのように認められると、誰がどのように決めていくということなんでしょうか。

◎委員長（井上真砂美君） 暫時休憩にします。

（休 憩）

◎委員長（井上真砂美君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎行政課主幹（兼松英知君） 法令もしくは条例の規定により、または実施機関が、法律もしくはこれに基づく政令の規定により従う義務がある情報についてということになります。

◎委員長（井上真砂美君） 質疑を終結いたします。

よろしいですか。

まとめてお願いいたします。

◎委員（榊谷規子君） 一問一答では駄目なんですか。

◎委員長（井上真砂美君） 分かりやすく、趣旨をはっきりしてお願いいたします。

◎委員（榊谷規子君） 13条の関係でお聞きします。

本会議で、改正後速やかに14日以内というふうなところは御答弁されて分かりましたが、事務処理上困難で14日から44日以内、著しく大量が15日から44日以内に変更した根拠についてお聞かせください。

◎行政課長（佐野 剛君） すみません、ちょっと最後が聞き取れなかった、根拠とおっしゃられましたか。

◎委員（榊谷規子君） 変更した根拠について、原則速やかに14日以内は本会議で答弁で聞きましたが。

◎行政課長（佐野 剛君） この辺り、本会議の中で答弁があったと記憶しておりますけれども、制度をつくったときは年度数件、ゼロ件、1件というような申請でございましたけれども、近年になっては年間60件、70件というような申請をいただき、なおかつ広範囲にわたる申請、また困難といえます

か、難しい事例のような申請もございますので、そういった場合には事務処理上困難な場合の14日以内、もしくは14日以内に公開になりますけれども、その以内にできない場合は引き続き相当の期間というふうに定めたということでございます。

◎委員（榊谷規子君） 速やかにを14日以内というのは本会議でも今もよく分かりましたけど、ほかの事実上処理困難も15日から44日以内というふうに伸ばしたのも同じ理由だということによろしいでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 速やかにを14日以内にしたのは、事務処理上困難、著しく大量にというところは先ほど答弁をさせていただいたとおり申請件数、またその内容等が困難もしくは大量になってきたということで改めたものでございます。

◎委員長（井上真砂美君） 質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論がある場合はよろしくお願いします。

反対意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第72号「岩倉市情報公開条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第72号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第73号「岩倉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 省略いたします。

質疑はありますか。

◎委員（水野忠三君） 議案第73号について質問させていただきます。

私は質問が2問ほどありますが、まず1問目として、改正後の調査、審議することというところがございます。

それで、この調査、審議することの中には、改正前、従前の答申することや意見をすることというのは含まれるのか。包含関係があるかということと、もし審査請求と審査請求以外で異同があればお伺いをしたいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） これも少し本会議での答弁と重なる部分がありますけれども、まず今回は法律の文言との整合を取るということでございまして、調査、審議の中には答申も含むというものでございます。

これは諮問に応じてということになっておりますので、答申も含まれますというふうに考えております。

また、審査請求以外の意見をするというところにつきましては、こちらも調査、審議するというふうに変更しておりますけれども、両方とも言葉の使い方に違いがありますけれども、意見をお聞きするというところは変わりがない状況でございます。

調査を審議するということでありますので、意見をすることは意見をお聞きするというにとどまりますけれども、諮問に応じて回答書をいただくというような違いが出てまいります。

◎委員（水野忠三君） 2つ目の質問でございしますが、条例の第12条に関してでございます。

改正前のものについては12条の条文は、審査会の行う調査及び審議の手続は公開しないとなっておりますが、改正後の第12条は、審査会の行う審査請求に係る調査、審議の手続は公開しないとなっております。

そこで、いわゆる審査請求に係らない審査請求以外の手続に関しては、その審査請求に係らない調査、審議などについては公開することもあり得るのかお伺いをしたいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） 原則公開ということになります。

◎委員長（井上真砂美君） よろしいですか。

◎委員（水野忠三君） はい、もういいです。

◎委員長（井上真砂美君） 質疑を終結いたしますが、よろしいですか。

◎委員（梶谷規子君） 個人情報保護条例の第6条4項2号にある個人情報の保有の制限、12条2項7号の利用及び提供の制限、第13条2項のオンライン結合及び14条3項の個人情報ファイルの規定に関する意見をすることは改正前にはあったわけですが、これが所掌事項ではなくなるということで大き

な問題だと思うんですが、どう考えていらっしゃるかお聞かせください。

◎行政課長（佐野 剛君） こちらの利用制限等につきましては、今後は法であったりガイドラインに沿って実施機関が適切に判断をしていくということになってくるというものでございます。よろしく申し上げます。

◎委員長（井上真砂美君） 質疑を終結いたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。次に、議案に対する討論に入ります。

反対討論はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 議案第73号「岩倉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」、反対の討論をいたします。

70号

で述べたように、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されて、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴って個人情報保護制度の見直しが行われて、法に基づく個人情報保護制度の運用になったわけでありますが、これまでの岩倉市個人情報保護の審査会の中で扱われてきた所掌事務とされていたものがなくなることや、この国のデジタル関連法によって自治体における審査会への諮問対象を非常に限定され、国の個人情報保護委員会からの自治体への監視・勧告が定められたことによって、今後、非常に危惧する内容が増えてきたと考えます。

これまでの質疑の答弁の中では、岩倉市はこれまでと同様という考えを一貫して述べていただいておりますが、国のデジタル関連法による様々な変更による危惧は免れないものがあり、賛成できず、反対といたします。

◎委員長（井上真砂美君） 賛成討論はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 議案第73号「岩倉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」に対し、賛成の立場で討論いたします。

さきの議案第70号の賛成討論でも申し上げたとおり、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会形成整備法による個人情報保護法の改正により、従来国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人について、それぞれ分かれていた規律を個人情報保護法に一覽的に規定し、かつ国の個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈、運用することとなりました。

令和3年改正法の施行期日は、地方公共団体、地方独立行政法人については法の公布の日、令和3年5月19日から2年以内で政令で定める日、令和5

年4月1日から施行とされているとともに、国の個人情報保護委員会による公的部門に対する規定の解釈等についてのガイドライン等も、適宜段階的に策定・改定されていくと認識しております。

地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより審議会等に諮問することができるかとされています。

他方、地方公共団体の機関において個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても法の規律と解釈が個人情報保護委員会に一元化された整備法第51条による法改正の趣旨に反するとされています。

また、運用面についても施行後は改正後の法の規定に従い適切な取扱い等を確保する必要があります。

このような状況の中で、地方公共団体である本市も、法律に基づく行政の観点から令和3年改正法の施行に向けた着実な対応を促されています。また、これを契機とした関係者との対話を通じて論点等を把握し、今後の本市の取組等に生かすことが求められています。

法律の趣旨、目的に合致した本市の個人情報の保護に対する適切な取組を実現するためにも、個人情報保護審査会条例の一部改正が不可欠であると考えます。

よって、議案第73号「岩倉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」に対し、賛成いたします。

◎委員長（井上真砂美君） 採決に入ります。

議案第73号「岩倉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（井上真砂美君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第73号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

(休憩)

◎委員長（井上真砂美君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第74号「岩倉市職員定数条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎副委員長（大野慎治君） 1点お聞かせください。

消防機関の定数を56人から60人、4名増やすことになっておりますが、これは定年の延長が段階的に伸びることなのか、それとも職員の体制強化を含んだ定数の増員なのか、どちらなのかお聞かせください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） この消防の定数につきましては、今、段階的に60名まで職員数を引き上げようということで採用を行っております。

その関係で、最終目標のところの60名に合わせた形で、今回条例改正をさせていただいたという形になります。

◎委員（黒川 武君） そうしますと、例えば改正後の定数、これはいつの時点を目標としているわけでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 今回定年延長になるということで、年によっては定年退職者がいないような形になります。

その中で、新規の職員の採用をしないということになると、年齢的にやはり偏った年齢構成となることが考えられますので、一定数、毎年やっぱり新規採用についてはやっていきたいというふうに考えております。

今回ちょっと長いスパンで定数のほうをシミュレーションしまして、令和6年度から令和20年度、15年間でこの定数については捉えております。そのシミュレーションで一番最大になるのが419人ということで、それに対応できる定数ということで今回上げさせていただいております。

◎委員（梶谷規子君） 教育委員会の事務部局でプラス5人で、(6)と(7)の教育委員会の学校教育機関の事務がマイナス5人ですが、この内訳というか、どうなんでしょうか。

また、マイナス5で(7)に記載されている職員は十分なんでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） この学校及び学校以外の教育機関の事務部局というのは、ここに当たるのは図書館と給食センターです。

現状の人数から見ると、今回15から10に減らしても十分やっていける数だろうということで、今回人数を変えております。

それと、教育委員会のほうは、現在やはり保育のニーズなどもありますので、今後も増える可能性というのは十分考えられますので、その人数をそちらのほうに増やす、そういうような形になります。

◎委員（梅村 均君） 現状での実人数を、この区分ごとにお聞きしてもよろしいでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 今回数字を見込む際に、令和5年4月1日、来年の4月1日の人数から見込ませていただいております。

市長部局につきましては、現在が、令和5年4月1日で205名、議会事務局が4名、監査委員事務局が3名、教育委員会が117名、教育委員会以外の先ほど申しました図書館、給食センターにつきましては6名、消防については57名、公営企業につきましては7名の合計399名の予定となっております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議を終結、省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第74号「岩倉市職員定数条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第74号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「岩倉市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（大野慎治君） すみません、現行の60歳から令和13年度に65歳に段階的に引き上げるんですが、令和5年度から61歳に延びるんですが、現在の対象年齢って、今現在が何歳の方から延びていくのかというのが1つつ分かれれば教えていただきたいと思うんですけど。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 年齢で申しますと、昭和38年度生まれの方が1年延びまして、令和6年度末の退職になります。61歳で退職になります。翌年、昭和39年度生まれの方はさらに1年延びまして、62歳で退職

となります。退職する年度が令和8年度になります。昭和40年度生まれの方につきましては、さらに1年延びまして令和10年度に63歳で退職という形になります。続きまして、昭和41年度生まれの方につきましては、令和12年度で64歳で退職となります。そして最後に、昭和42年度生まれの方が、令和14年度、65歳で退職という形で、段階的に延びていくという形になります。

◎副委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑は。

◎委員（黒川 武君） 定年に関する事項は、労使交渉事項になるかと思うんですが、職員組合との交渉はどうであるのか、合意に達しているのか、そのところの説明を求めます。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） こちらも組合のほうには制度の概要を説明して、了承をいただいております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質問は。

◎委員（梶谷規子君） この改正については、ラスパイレス指数の対象になっていくのでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 今回の定年延長によって定年延長したものについては、職員の定数の対象にはなりますが、ラスパイレス指数の対象となるかどうかというのは、県に確認しましたところ、現在のところまだ未定ということです。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 60歳超えの職員の給料月額を100分の70とする特例を規定されるということですが、100分の70とされた理由というのは何かありますでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） こちらは国家公務員も100分の70というようになっておりまして、その取扱いのほうに準じた改正となっております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 細かいことを聞くともう切りがないもんですので、少しちょっと今後あり得るだろうということでお聞きしますが、この定年の段階的な引上げの期間中は、現在適用されている再任用制度そのものはもう廃止されるだろうと思うんですね。その代わり同じ制度として、暫定再任用制度というのが措置されますが、職員によっては、例えば、親の介護を見なければいけない、そういった様々な事情からこの定年前再任用短時間勤務を選択する職員もいるかと思うんですね。その職員が定年前再任用短時間勤務を選択しますが、65歳までの期間内に短時間勤務からフルタイムの暫定再任用職員になることを希望した場合は、そういった変更は可能になるかどうか

のか、そこのところをちょっと説明をお願いします。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 暫定再任用の制度も、こちらもフルタイムのほうは想定していなくて短時間となる予定ですので、そこは制度的にはそんなに変わらないので、そういった途中で移るといようなことは想定をしておりません。

◎委員長（井上真砂美君） 質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） すみません、先ほどの答弁を修正させていただきます。いいですか。

定年前再任用というのは、もともと定年延長されたところまでが定年前再任用として制度を選べるということですので、暫定再任用とはちょっと違って来るんですね。

暫定再任用は定年延長の最後まで行った方が、残り、例えば62歳のところで定年延長で終わりという方が、残り63、64、65、その間を暫定再任用という制度を使えるということですので、そうすると両方並列ではないものですから、途中で移るといような、そういう状況は発生はしないということになります。

◎委員長（井上真砂美君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（井上真砂美君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 一旦定年延長を選ぶか、定年前再任用制度を選択する時点で、定年前再任用制度のほうの職員というのは一旦そこで退職をして選ぶという形になるので、この定年延長の職員のほうにその後に戻るといことは、制度的にできない仕組みになっております。

◎委員長（井上真砂美君） よろしいですか。

◎委員（黒川 武君） そうすると、定年前再任用短時間勤務を選択した者は、もうそのまま65歳まで行くということですか。その途中で、例えば親の介護が必要なくなったと、自分はもうフルタイムでも勤務は可能だといった状況になっても、要するにフルタイムの暫定再任用への勤務はできないということ、短時間だったら可能だということかな。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 再任用の制度自体、現在、フルタイムの再任用は制度として設けておりませんので、再任用を選んだということはいはもう短時間という形になってしまう。

◎委員長（井上真砂美君） 質疑を終結いたします。

委員間討議を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第75号「岩倉市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第75号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第76号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（大野慎治君） 本会議で管理職手当の引上げに伴っての、この号給の改正だという御答弁がありました。

管理職手当を現行と改正後でどのように変えるのかお聞かせください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 今回、管理職手当につきましては、人口5万人を下回る、県内3市あるんですけど、その平均に合わせる形で改正をしたいというふうに思います。

金額のほうは、現在が、まず部長級が7万800円のところを7万7,000円、それから課長級のところが現在5万4,000円を6万円、主幹級が3万9,700円を4万8,000円、こちらの金額に変更したいというふうに考えております。

◎委員（黒川 武君） その管理職手当の引上げで、生涯賃金としてはプラスだという説明であったんですが、統括主査級は管理職ではないですね。そうすると、統括主査級は要するに実質賃金においてはマイナスになると、そういうことになりますかしら。お願いします。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 統括主査のところは、こちらは役職加算、期末勤勉手当を支払うときに、計算する基礎額に役職加算という率があるん

ですけど、こちらを現在、統括主査については5%。この5%というのは主査も同じパーセントで、やはり役職といいますか仕事の責任、内容も違うところで、同じ率はどうなのかというところがありまして、統括主査については5%から7.5%に上げさせていただきます。

こちらの改正によって、統括主査についても今回昇給しなかった分というのは十分カバーできる金額となっております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質問はありませんか。

◎委員（梶谷規子君） この改正によってラスパイレス指数を減らすことになるかと思いますが、どれぐらい下がるんでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 今回の試算では、この昇給抑制によって0.3%ぐらい下がる見込みであります。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 本会議の中で管理職手当が県内の間では低いほうだということでありましたが、この改正によっては、県内でどのぐらいの位置づけになるのかお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 県下の平均からすると、引上げさせていただいても、7,000円から9,000円ぐらい、まだ県平均より低い状況になっておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 先ほどラスパイレス指数が0.3%下がるということですが、今直近のラスパイレス指数は幾つになっているのでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 令和4年度のものについては、まだ公表がされておりません。我々で試算したところ、令和4年度については101になるというふうに見込んでおります。101.0ですね。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質問はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

討論はないようですので、直ちに採決に移ります。

議案第76号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第76号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第79号「岩倉市公共用物の管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 議案第79号についてお伺いをします。

条例の第2条第3号、道路のところに関連してお伺いをしたいと思います。

改正前も改正後も、道路法の規定により市道に認定された道路以外の道路についてのものだと思いますが、改正前については、国及び市の所有に係るものとなっているのが、改正後は市が管理するものというふうになっています。

お聞きしたい趣旨は、これによって影響があるかないかということなんですけれども、例えば、国及び市の所有に係らないが、市が管理する道路というのはあるのかどうなのかお伺いしたいと思います。

◎維持管理課長（田中伸行君） こちらの道路につきましては、古いものも新しいものも、想定しているものがいわゆる赤道というものでございますので、その実際に国の名義であっても市が管理しておりますので、対象としているものは変わりませんので、影響はございません。

◎委員（黒川 武君） ちょっと今の答弁で、赤道はもちろん従前から市の管理、国から市のほうに移管されて、今市のほうで管理しているものですが、この改正条文を見ると、その市道認定された道路以外の道路であって、市が管理するものというようになりますよね。そうすると、赤道というのはこれに該当するんですか。

◎維持管理課長（田中伸行君） 認定していないところは、道路法で認定してあるものは全て道路法で管理しておりますので、それ以外の赤道というので譲与されたところが名義がそのまま、当然国のままで、しかし、譲与を受けて市が管理しているところが実際ございますので、そういうことになります。

◎委員（黒川 武君） 今回、公共用物に新たに調整池等が追加されたということで、まずこの調整池の後の「等」が何を意味するのかということと、それと現在各小学校のグラウンドのところに地下調整池があります。また、大矢公園についても、今、地下調整池を整備を実施中なんですけど、こういっ

たものもこの調整池の中に含まれるものなのかどうかをお聞きかせいただきたいと思います。

◎維持管理課長（田中伸行君） こちらの調整池は、対象としているものが今、企業立地で造られている調整池があるんですけども、そちらは市のほうで移管を受けるということで、そちらのほうを追加させていただいております。

こちらの「等」につきましては、今後ちょっとどういうものがあるのか、具体的に例をすると、例えばため池とかというのも、そういう部類には入るんですけども、実際じゃあ今後そういうものがあるかということ、ない可能性も大きいんですが、今後もこういうものが出てきたときに受皿として対応できるようにとところで「等」というものがつけてあります。

そしてあと、上下水道課で今整備しています調整施設に関しては、あれは下水道法に基づいて造られているものなので、そちらでは対象とはならないものになります。以上です。

◎副委員長（大野慎治君） 川井野寄工業団地の調整池の管理担当課はどちらになるのでしょうか。

◎維持管理課長（田中伸行君） 維持管理課になります。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（榎谷規子君） 維持管理課が今後担当になるという、今言われましたが、具体的にどのような管理をしていくのかということをご教えてください。

◎維持管理課長（田中伸行君） 普通の道路と水路と同じような管理になるんですけども、草が生えれば草を刈るだとか、あと植樹も一部されますので、必要になれば剪定が増えるだとか、あとは、ちょっとどれぐらいたてばというのはあるんですけども、しゅんせつだとかそういった類いのものも対象ということで管理していくことになります。

◎委員長（井上真砂美君） よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第79号「岩倉市公共用物の管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第79号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第80号「岩倉市道路占用料条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 1点だけお願いします。

新たに占用物件の種類に追加された自動運行補助施設とはどのようなものでしょうか。何か具体例があればお示ししていただきたいことと、これを設置する占用主体というのは、どのような団体、法人になっていくのか、これも分かりましたら御説明を求めたいと思います。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） この自動運行補助施設というものになりますが、今具体的に物として上げられているのは、道路に敷設する電磁誘導線、あとは電磁磁気マーカー、位置情報表示施設というものが、今愛知県でまだ実証実験中ですけれども、実際に設置されて行われているものはあります。

今後、占用として出されて想定される団体というところなんですけれども、今実際にまだそういった占用主体を愛知県内で出しているところはないようですが、そういった自動運行の車を所持して管理できるような、そういった類いの会社があれば、道路にそういう、先ほど申しましたような電磁誘導線、磁気マーカー、位置情報表示施設などを設置されるようでしたら占用として許可を出す可能性があるというように考えております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第80号「岩倉市道路占用料条例の一部改正等について」、賛成の委員

の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第80号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第81号「岩倉市道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（大野慎治君） 1点お聞かせください。

関係政令が令和2年11月20日に公布されて25日に施行されておるんですが、それから2年たっておるんですが、なぜ今の段階で条例改正なのかお聞かせください。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） 今回の改正につきましては、近隣自治体の改正状況のほうを確認させていただきまして、小牧市と稲沢市が今年6月と9月に改正されて、あと大口町につきましても3月に改正されたというところがございますので、一定近隣の状況を見ながら、本市につきましても、この12月議会に上程させていただいたものでございます。お願いいたします。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 本会議でも質疑があったところなんですけど、この第39条の歩行者利便増進道路、いわゆる通称ほこみちと言われているそうなんですけど、これなんかも観光地のところで導入されたりして実績はどうもあるみたいなんですけど、このほこみちが指定されると沿道の飲食店等でテラス営業等の占用が可能となって、にぎわいのある道路空間ができると、それによってまちの活性化につながるものと期待できる場所もありますが、市としてはこの制度を今後どのように活用していくのか、庁内において具体的な何か検討を行っているのかどうなのか、そここのところの説明をお願いします。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） 今、委員さんおっしゃっていただいた歩行者利便増進道路、ほこみちにつきましては、説明があったとおりなんですけど、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築を目的として、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図るということで、地域の活力の創造に資する道路でございます。

こちら、オープンカフェや露店などの、そういう歩行者利便増進施設の設

置が可能になるということでございまして、本市につきましても、どこが対象になるのかなというところで、一定、今回桜通線のほうが今整備中でございます。こちらにつきましても、駅東の駅前広場から今岩倉街道までを区間で整備しているところでございますが、道路幅員は駅が18メートルで、岩倉街道のところは14メートルというところでございます。

今回の増進道路につきましても、歩道ににぎわいを目的として空間を設けるものでございますが、歩道の幅員ということで、こちらが約2メートルから3メートルに桜通線のほうは規定しておりまして、その幅員から実際に歩行者等が通行する幅員、有効幅員と言っているんですけど、こちらのほうが2メートル以上確保しなきゃいけないということでございますので、桜通線に限りましては、最大1メートル分しかにぎわいを目的とした空間を設けることができませんので、今整備している桜通線については少し整備は難しいのではないかなと考えております。

国の説明資料を少しのぞかせていただきますと、幅員25メートルの道路のほう为例示されているというところで、今本市につきましても、25メートルの道路につきましても、にぎわいを目的としているというところで、少し現在のところはございませんが、こちら道路で歩行者の滞留やにぎわい空間を構築することによって、先ほども申し上げましたとおり地域の活力の創造等に資することが可能である、認められる場合は積極的に検討していきたいと考えております。お願いいたします。

◎副委員長（大野慎治君） もう一点お聞かせください。

自転車通行帯の新設というのは岩倉市の道路では非常に難しいというのはもう認識しておるんですが、例えば市民の方から御指摘を受けておるんですが、新柳通線は歩道の真ん中に楠の大きな木があって、本来は歩道で自転車が走るときは道路側を走ってくださいと言うんですけど、真ん中にある、あれは安全上真ん中を走れないんですよ。真ん中というか、もう本当に歩道側という、道路交通法でも道路側のほうを自転車は走りなさいと言われていたんですけど、走れないという。しかも、維持管理課さんがよく直していただいておりますけど、不陸もどうしても大きくなり過ぎちゃっているという、そういったところの改善策も含めて考えていかないと、自転車通行帯はできないんですけど、できないことはもう十分承知してはおりますけど、そういったところの改善策というのもちよっと検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 御質問ありましたように、新柳通線については真ん中に木があるということで、かなり自転車の通

行も人と行き違う場合、難しいのかなというのは認識のほうはしておるところです。

実際あそこで抜本的な解消をしようと思いますと、今度やはり木をどうしても切らなきゃいけない、もしくは移設が必要になってくるという部分の問題と、あとは自転車通行帯を仮に造ろうと思いましても、今の歩道幅員の中ではやはりそれが難しいものですから、どうしても車道側に通行帯を下ろしてしまわなければいけないと、ブルーで通行帯を造るんですけども、そこがおおむね1メートル程度の幅員が必要ということもありまして、現在、路肩が50センチありまして、ぎりぎりの部分、それを両側に通行帯を引くということについては、かなり本当に狭い中での自転車通行になってしまうということで、相当厳しい状況にあるのではないかなというふうに考えております。

考えるのであれば、歩道を思い切り広げて車道を狭くしてということなんですけど、現実的に交通量が非常に多いものですから、車道をいじめてということは少し難しいのかなとは思っております。

今御質問ありましたように、自転車通行帯の設置はかなり厳しい状況にはあるんですけども、今後どういう安全な自転車、歩行者の通行ができるかということについては、維持管理課のほうとも協議をしながら、今後検討のほうをしていきたいと思っております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第81号「岩倉市道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第81号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第82号「岩倉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。
委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第82号「岩倉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第82号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第83号「岩倉市営住宅管理条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 議案第83号について御質問します。

この改正後の条例の第8条の2のところに、委員会の設置等というのがございますが、この岩倉市営住宅入居者選考委員会の補足説明と委員会の構成メンバーの内訳等、分かっている感じであればお伺いをしたいと思います。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） 今御質問ありました、今回条例改正によって設置をする形になりました岩倉市営住宅の入居者選考委員会につきましては、まず組織につきましては、今委員としては6名で組織されておりました、内訳としましては、識見を有する者が2名、民生委員さんが3名、市の職員が1名という形で構成をされております。

こちらにつきましては、実際に市営住宅の応募がありまして、定数以上の場合については、こちらのほうの入居者選考委員会のほうで選考をさせていただいて、そこで優先順位を決定いただき、その優先順位に基づいて御案内をしているというものになります。よろしく願いいたします。

◎委員（梅村 均君） ということは、もうこれまでもそういった委員会があって、やってきたものを引き続き行うという理解でよろしいですか。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） そのとおりでございます。よろしく願いいたします。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第83号「岩倉市営住宅管理条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第83号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第84号「尾張都市計画岩倉下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第84号「尾張都市計画岩倉下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第84号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第92号「岩倉市道路線の廃止について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第92号「岩倉市道路線の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第92号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第93号「岩倉市道路線の認定について」を議題とします。当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

◎委員（榎谷規子君） 南926号線と南927号線をここで分けた理由は何でしょうか。廃止道路では南921号線が続いているところですが、教えてください。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） 廃止する南921号線ですけれども、こちらは真ん中に野寄新道線というところが南北にあるんですが、こちらを境に東側は川井野寄工業団地の造成に伴って10メートル、幅員10メートルの

道路となります。また、西側なんですけれども、こちらに関しましては、廃止する前の南921号線の形状のままの道路となりまして、こちらで西と東で目的や性格が違う路線になるというような形で判断しまして、今回別々の路線で認定することとしております。

◎委員（榊谷規子君） もう一点お願いします。

この工業団地ができたことにより、南北の道路が非常に、ウォーキングコースや散歩コースであった人たちがなくなってきた、行けない、遠回りをしなくちゃいけないという声がありますが、南北の西のほうの道路の整備、交通量が多いこの整備について、今後どのようにしていただけるのかお聞かせください。

◎企業立地推進室主幹（浅田正弘君） そちらにつきましては、過去にも御質問があった部分かと思えますけれども、工業団地の整備に合わせまして、これまでも用地を買わせていただいて道路を広げていこうということで努めておりますけれども、用地の買収に御同意いただけない方がいらっしゃるといことがございまして、そういう部分で整備がまだできていない状況にあります。

今後、当然、工業団地が開業しまして交通量も増えてまいりますので、引き続き市としましてはそういう部分の御協力を求めながら、安全な道路を整備する形を取ってまいりたいと思っております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第93号「岩倉市道路線の認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第93号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第19号、陳情書を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 聞きおくという声が出ておりますが、いかがいたしましょう。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 聞きおくとして、各委員において熟読していただきますようお願いいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） インボイス制度の実施延期を求める意見書ということで提案がありましたので、それを除き議了いたしましたということでよろしいですか。

〔発言する者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 本日はこれをもって、総務・産業建設常任委員会を散会いたします。お疲れさまでした。